

## 給与等について

- 1 給与は、一般職の職員の給与に関する法律が適用され、俸給（いわゆる基本給）及び諸手当が支給されます。俸給を決定する際には、採用前の勤務経験等が考慮されます（14万円～35万円程度。一般的な例）。

勤務経験等につきましては、採用予定者から在職証明書等職歴に関する証明書類のほか卒業証明書等の証明書類の提出を受け確認を行います。

- 2 また、条件に該当する場合には、次のような諸手当が支給されます。

扶養手当・・・扶養親族のある者に、配偶者月額6,500円、子1人につき10,000円等

住居手当・・・借家等（賃貸のアパート等）に住んでいる者に、月額最高28,000円

通勤手当・・・交通機関を利用している者等に、運賃等相当額（1か月あたり最高55,000円）

期末手当・勤勉手当（いわゆるボーナス）・・・12月期に俸給等の約2.2か月分（勤務期間等を考慮して支給。平成31年度実績。）